

『森林環境保全税』の結果等及び今後の対応

平成28年9月1日

担当課	森林づくり推進課
担当者	熊澤
連絡先	0857-26-7335

1 アンケート結果を反映した事業の状況

平成29年度末に適用期間が満了する森林環境保全税について、皆様からの御意見を参考に、次期制度について検討していきます。

2 記述意見に対する対応方針

<設問>

- ・問2, 7, 9の選択肢「その他」として自由記載。
- ・問5-2に「税額」に関して自由記載。
- ・問12に「森林環境保全税」についての自由記載。

主な意見	対応方針
<p>1 税額について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所得税課税対象者の範囲であれば300円程度の負担は是認できる。 ・税額としては安いが県民税に上乘せすることは反対。 ・高所得者に高税率の負担を望む。 ・倍額にしても構わないが透明化と周知の徹底を望む。 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・森林環境保全税は、県民全体が恩恵を受けている森林の公益的機能を持続的に発揮させるための森林整備を進めるとともに、県民自らが森林を守り育てる意識を醸成することを目的として、広く薄く偏りのない方法でご負担いただいています。引き続き、森林環境保全税にご理解いただくよう努めるとともに、次期制度の検討の参考とさせていただきます。
<p>2 税の使い道について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き森林保全に取り組んでほしい。 ・列車から見える森林の整備（観光客を意識すること）。 ・林業に携わる人材の育成。 ・竹林伐採、竹林整備。 ・子供が森林に興味を持つ取組。 ・里山保全。 ・針葉樹から広葉樹への転換促進。 ・山林所有者が行うべき作業に助成することに違和感がある。 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・これまでの税の使い道と森林環境保全税で取り組んでいくべき新たな森林環境を取り巻く課題を検証し、次期制度の検討の参考とさせていただきます。
<p>3 森林環境保全税の広報・PRについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・徴収方法、使い道、負担額等をもっと広報すべき。 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・これまで、ホームページ、新聞広告、フォーラム等、様々な手法でPRに努めてきましたが、森林環境保全税の広報がまだ十分でないことを認識しました。森林環境保全税について、県民の皆様にご理解いただけるよう、さらに広報・PRに努めます。